

Point

J R 東海 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 108 2011. 05. 03.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

平和憲法を守ろう！！

1946年11月3日、平和と文化を重視した日本国憲法が公布され、半年後の1947年5月3日に日本国憲法が施行されました。

憲法が施行されて60年以上経た現在、私たち日本国民の誇りである「憲法第九条」を始め憲法を改正しようとする動きは、ますます台頭してきていると言えます。

特に「憲法第九条」の改正(改悪)は、日本を戦争のできる国にしようとする動きであり、昨年の中期防衛力整備計画の検討段階では武器輸出三原則の見直しや非核三原則の見直しまでも検討されたことに表れています。

戦後、日本は日本国憲法の「国民主権(主権在民)、平和主義、基本的人権」の三大原則に守られて今日の繁栄や平和を築き上げてきました。

現在、戦争を知らない戦後生まれの人口が日本の総人口の4分の3を超え、現役世代が平和についてあまり考えなくても平和に暮らしていけるため、本当の意味で『戦争の恐ろしさ・悲惨さ、原爆(放射能)の恐ろしさ・悲惨さ』を知らない、考えないから「平和ぼけ」しているとさえ言われています。ある意味で幸せなことですが、時代はそれを許さないとします。

私たち国民が憲法に無関心でいると知らないうちに憲法が改悪され、「戦争のできる国」「兵役の義務(徴兵制)」になるかも知れません。

日本の明日を担う子供たちのためにも、私たちが憲法に関心を持って、しっかり平和憲法を守っていかなければなりません。

日本の未来を守る、憲法第九条

【戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認】

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本の明日を担う子供たちのためにも、思想や信条の違いなどを超え、人権と民主主義を基本にして「憲法第九条」を守り、戦争政策に反対するために連帯して活動していきましょう！！